

自然科学研究機構分子科学研究所産学連携研究アドバイザー要項

令和4年4月15日

分子研所長決定

第1（目的） この要項は、自然科学研究機構分子科学研究所規則（平成16年分研規則第1号）第5条第2項の規定により、自然科学研究機構分子科学研究所（以下「研究所」という。）における産学連携研究アドバイザー制度の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2（職務） 産学連携研究アドバイザーは、研究所の産学連携研究に関して指導、助言等に当たる。

第3（資格） 産学連携研究アドバイザーとなることができる者は、分子科学の分野において特に優れた研究業績を有する者又は産学連携関係に特に精通した者とする。

第4（委嘱） 産学連携研究アドバイザーは、分子科学研究所長が委嘱する。

2 前項の委嘱期間は、2年以内とし、再委嘱を妨げない。

第5（秘密保持義務） 産学連携研究アドバイザーは、職務上知り得た秘密を研究所の許可なく漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

附 則

この要項は、令和4年4月15日から施行し、令和4年4月1日から適用する。